

# (11) 一般就労移行等促進事業

## 1 事業の目的

障害者自立支援法では、就労移行支援事業等により、障害者の就労支援を実施しているが、これをさらに充実させるため、一般就労への移行及びその後のフォローアップ等を含めた支援や工賃引き上げ、及び就労の機会の場について、さらなる促進を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

一般就労移行を含めた障害者の就労支援をさらに促進するため、障害者の職場実習・職場見学の促進、就労支援ネットワークの強化・充実、一般就労への移行に有効な施設外就労等の促進、移行後の職場定着支援、離職の危機や、やむを得ず離職した者への再チャレンジ支援、目標工賃達成に対する助成、及び就労継続支援B型から就労継続支援A型への移行についての支援を実施する。

- ア 職場実習・職場見学促進事業（別紙1のとおり）
- イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業（別紙2のとおり）
- ウ 施設外就労等による一般就労移行助成事業（別紙3のとおり）
- （新）エ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業（別紙4のとおり）
- （新）オ 離職・再チャレンジ支援助成事業（別紙5のとおり）
- （新）カ 目標工賃達成助成事業（別紙6のとおり）
- （新）キ 就労継続支援A型への移行助成事業（別紙7のとおり）

# (別紙2) イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業

## 1 事業の目的

障害者の就労支援を効果的に推進するためには、就労移行支援事業、就労継続支援事業の移行促進のみならず、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等地域の社会資源と就労支援ネットワークを構築し、各機関が連携し、情報の共有化を図りながら適切な支援を実施することが重要である。

このため、障害保健福祉圏域等の地域における就労支援ネットワークの構築に必要な、情報の共有化を図るためにホームページの開設や各種研修会の開催等に要する費用を助成することとし、もって、地域における就労支援ネットワークの構築の促進を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

都道府県内の各障害保健福祉圏域における就労支援ネットワークの立ち上げの調整のために開催した会議、情報共有化を目的としたホームページの構築、研修会、先進地視察等に要する費用を助成する。

なお、これらの事業を各ネットワーク内の幹事事業者に委託することも可能。

(3) 補助単価 1障害福祉圏域あたり1,000千円以内(年間)

3 補助割合 定額(10／10)

4 実施年度 平成18年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

6 留意事項

- ① ネットワークの構築にあたっては、ハローワークが対応することとなっているチーム支援や、特別支援連携協議会等との調整を図った上で実施すること。
- ② 「就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業」(基金事業(新規))を実施するにあたり、当該ネットワークにおいて活用を検討すること。